

県地球温暖化対策推進条例に基づく温室効果ガス排出量削減計画及び実施状況報告に係る公表について

令和4年5月30日 地球温暖化対策室

1 概要

- ・ 鹿児島県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）第14条及び第15条に基づいて、事業活動に伴い相当程度多い*温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）は、温室効果ガスの排出の量削減等に関する計画書（排出量削減計画書）、排出状況と温室効果ガス排出量削減計画に基づく措置の実施状況を記載した報告書（実施状況報告書）の提出が義務づけられています（本県内の事業所が対象）。
- ・ また、県は、条例第16条に基づき、特定事業者から提出された「排出量削減計画書」及び「実施状況報告書」の内容を公表することとなっています。

※ ①原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の事業者

②バス等の登録数が一定数以上の事業者（バス100台、トラック100台、タクシー230台、船舶1万総トン）

2 排出量削減計画【提出数：152者】

- ・ 計画期間の削減目標は、各事業者が任意で設定するものですが、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）で示されている年間1%程度を目安としています。
- ・ 計画期間は3～5年間で、各事業者が自ら設定します。

【排出量削減計画書に記載された講じる措置（主なもの）】

- ・ 照明器具のLEDへの切り替え
- ・ 一定年数を経過した空調機、冷凍機を効率的な機器へ順次入替え
- ・ 要冷空調一体型システムを標準設備として導入
- ・ 冷房時に扇風機、サーキュレーターを併用
- ・ ボイラーを重油からLPガスの燃焼設備に変更
- ・ エコドライブの推進による燃料消費量の抑制
- ・ 地球温暖化防止に関する行動点検記録を付ける など

3 実施状況報告（令和2年度分）【提出数：150者】

1 事業者当たりの温室効果ガス排出量

（図1）について、令和2年度の集計結果は、基準年度に対し産業部門において20.8%、業務その他部門において21.0%減少しました。また、運輸部門においては18.4%減少しました。これらは新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生産量の減少、外出自粛による第三次産業の活動の低迷、輸送量の減少によると考えられます。

図1 1事業者当たりの温室効果ガス排出量比較

